

業務委託（役務関係）契約約款 長期継続契約 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（権利義務の譲渡等_____）</p> <p>第2条 乙_____は、この契約に<u>よって</u>生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、<u>書面により甲_____の承諾を得たとき</u>は、この限りでない。</p>	<p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>6 前各項の規定は、宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）第42条の規定により契約の保証を免除した場合には、適用しない。</p> <p>（権利義務の譲渡等の禁止）</p>
	<p>第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、<u>あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（著作権の譲渡等）</p> <p>第6条 受注者は、成果物（第37条第1項の規定により読み替えて準用される第33条に規定する指定部分に係る成果物、第37条第2項の規定により読み替えて準用される第33条に規定する引渡部分に係る成果物、第37条第3項の規定により読み替えて準用される第33条に規定する当該月に係る成果物及び第37条第4項の規定により読み替えて準用される第33条に規定する当該期間に係る成果物を含む。以下この条及び第9条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著</p>

現行	改正後（案）
	作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
	2. 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
	3. 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
	4. 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
	5. 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
（再委託等の禁止）	（一括再委託等の禁止）
第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。	第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
	2. 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
	3. 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
	4. 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
	（特許権等の使用）
	第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定し

現行	改正後（案）
<p>た場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p> <p><u>(意匠の実施の承諾等)</u></p> <p><u>第9条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(監督員)</u></p> <p><u>第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したものほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</u></p> <p><u>(1) 発注者の意図する成果物を完成させるため、又は成果物について設計図書に定めがない場合は業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示</u></p> <p><u>(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答</u></p> <p><u>(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議</u></p> <p><u>(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査</u></p> <p><u>3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。</u></p> <p><u>5 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとす</u></p>	

現行	改正後（案）
_____	る。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみます。
_____	(管理技術者)
_____	第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
_____	2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
_____	3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
_____	(照査技術者)
_____	第12条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
_____	2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。
_____	(地元関係者との交渉等)
_____	第13条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
_____	2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。
_____	(土地への立入り)
_____	第14条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
_____	(管理技術者等に対する措置請求)
_____	第15条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

現行	改正後（案）
_____	<u>2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</u>
_____	<u>3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</u>
_____	<u>4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</u>
<u>(業務の調査等)</u>	<u>(履行報告)</u>
<u>第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。</u>	<u>第16条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。</u>
_____	<u>(貸与品等)</u>
_____	<u>第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査等機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</u>
_____	<u>2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。</u>
_____	<u>3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</u>
_____	<u>4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。</u>
_____	<u>5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</u>
_____	<u>(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)</u>
_____	<u>第18条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u>
_____	<u>(条件変更等)</u>
_____	<u>第19条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実</u>

現行	改正後（案）
	<p><u>を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</u></p> <p>(2) <u>設計図書に誤謬又は脱漏があること。</u></p> <p>(3) <u>設計図書の表示が明確でないこと。</u></p> <p>(4) <u>履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。</u></p> <p>(5) <u>設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</u></p>
	<p>2 <u>発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</u></p>
	<p>3 <u>発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</u></p>
<p>（業務内容の変更等）</p> <p>第5条 <u>甲</u>は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止</p>	<p>（設計図書等の変更）</p> <p>第20条 <u>発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第22条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</u></p>
<p>することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。</p> <p>2 <u>前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。</u></p>	

現行	改正後（案）
_____	(業務の中止)
_____	第21条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第31条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
_____	2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させができる。
_____	3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
_____	(業務に係る受注者の提案)
_____	第22条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
_____	2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
_____	3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。
_____	(適正な履行期間の設定)
_____	第23条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
_____	(受注者の請求による履行期間の延長)
_____	第24条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>(損害のために必要を生じた経費の負担)</p> <p>第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙 _____が_____負担するものとする 。ただし、その損害が甲 _____の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。 _____</p> <p>_____</p>	<p>第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。</p> <p>3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p>4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。 (一般的損害)</p> <p>第29条 成果物の引渡し（成果物について設計図書に定めがない場合は業務の完了時とする。以下同じ。）前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>第30条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p>

現行	改正後（案）
	<p>4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。 <u>(不可抗力による損害)</u></p> <p><u>第31条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第49条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査等機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</u></p> <p><u>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査等機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。</u></p> <p><u>5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p class="list-item-l1">(2) 仮設物又は調査等機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査等機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以</p>

現行	改正後（案）
<p>降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取扱いに要する費用の額」とあるのは「損害の取扱いに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p> <p>（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）</p> <p><u>第32条</u> 発注者は、第8条、第18条から第22条まで、第24条、第25条、第28条、第29条、前条、第35条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>（検査及び引渡し）</p> <p><u>第9条</u> 乙は委託業務を完了したときは、遅延なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務委託の完了を確認するための検査を行わなければならない。</p> <p>3 前項の検査の結果不合格となり、業務の完了について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日について</p>	<p>降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取扱いに要する費用の額」とあるのは「損害の取扱いに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p> <p>（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）</p> <p><u>第32条</u> 発注者は、第8条、第18条から第22条まで、第24条、第25条、第28条、第29条、前条、第35条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>（検査及び引渡し）</p> <p><u>第33条</u> 受注者は、業務を完了したときは、設計図書に定めるところにより、その旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、発注者及び受注者がその必要がないと認めるときは、受注者の立会いを得ずに検査を行うことができる。</p> <p>3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならぬ。</p> <p>4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p> <p>5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を</p>

現行	改正後（案）
	<p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、発注者及び受注者がその必要がないと認めるときは、受注者の立会いを得ずに検査を行うことができる。</p> <p>4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 部分払金の額=第1項の業務委託料相当額×9／10</p> <p>6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならぬ。</p> <p>7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。 (部分引渡し及び各月払等)</p> <p>第37条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第33条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「指定部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第33条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「引渡部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>3 業務委託料の支払方法を、契約書若しくは設計図書又は発注者と受注者との協議による書面（以下この条において「契約書等」という。）で各月ごと</p>

現行	改正後（案）
	<p>の支払いとした場合において、当該月の業務が完了したときは、第33条中「業務」とあるのは「各月の業務」と、「成果物」とあるのは「当該月に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「当該月に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p>
	<p>4 前項に規定する場合のほか、業務委託料の支払方法を、契約書等で履行期間を分割して支払うこととした場合において、当該期間の業務が完了したときは、第33条中「業務」とあるのは「当該期間における業務」と、「成果物」とあるのは「当該期間に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「当該期間に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p>
	<p>5 第1項及び第2項の規定により準用する第34条第1項の規定により受注者が請求することができる「指定部分に係る業務委託料」及び「引渡部分に係る業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第1項及び第2項において読み替えて準用する第34条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p>
	<p>6 第3項及び第4項の規定により準用する第34条第1項の規定により受注者が請求することができる「当該月に係る業務委託料」及び「当該期間に係る業務委託料」は、契約書等に記載の額とする。</p>
	<p><u>(第三者による代理受領)</u></p>
	<p>第38条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、<u>第三者を代理人とすることができる</u>。</p>
	<p>2 発注者は、前項の規定により受注者が<u>第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条（第37条において準用する場合を含む。）又は第36条の規定に基づく支払いをしなければならない。</u></p>
	<p><u>(部分払金等の不払に対する業務中止)</u></p>
	<p>第39条 受注者は、発注者が第36条又は第37条第1項、第2項、第3項若しくは第4項において読み替えて準用する第34条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p>
	<p>2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、</p>

現行	改正後（案）
_____	必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
_____	(契約不適合責任)
_____	第40条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
_____	2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
_____	3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
_____	(1) 履行の追完が不能であるとき。 (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
_____	(発注者の任意解除権)
_____	第41条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第43条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2 _____前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。	2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
_____	(発注者の催告による解除権)
_____	第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
_____	(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないと

現行	改正後（案）
(1) 期限 内に <u>契約を履行</u> しないとき又は <u>履行の見込</u> がないと <u>認めた</u> とき。	き。 (2) <u>履行期間内に完了</u> しないとき又は <u>履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込み</u> がないと <u>認められる</u> とき。
(2) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。	(3) 管理技術者について、第11条の規定により配置しなければならないとされている場合において、配置しなかったとき。
(3) 前各号 のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。	(4) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
※ 現行第11条第1項第4号は改正後第43条へ、同条第2項及び第3項は改正後第50条へ	(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
(発注者の催告によらない解除権)	
第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。	
(1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。	
(2) この契約の成果物を完成させることができないこと、又は成果物について設計図書に定めがない場合はこの契約の全部の債務の履行が不能であることが明らかであるとき。	
(3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務、又は成果物について設計図書に定めがない場合はこの契約の全部の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。	
(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。	
(5) 契約の成果物の性質、又は成果物について設計図書に定めがない場合はこの契約の業務内容の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。	
(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。	
(7) 暴力団（宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同	

現行	改正後（案）
<p>※ 現行第11条第1項</p> <p>(4) 乙_____が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（乙_____が個人である場合にはその者を、乙_____が法人である場合にはその役員（<u>執行役員を含む</u>_____）又はその支店若しくは常時<u>物品売買</u>契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（<u>宇和島市暴力団排除条例</u>（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）<u>第2条第3号に規定する暴力団員等</u>をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。</p> <p>イ 暴力団（<u>条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。</u>）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に<u>あたり</u>、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ 乙_____が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲_____が乙_____に対して当該契約の解除を求め、乙_____がこれ</p>	<p>じ。）又は暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(8) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう）又はその支店若しくは常時<u>業務等の</u>契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等_____と認められるとき。</p> <p>イ 暴力団_____又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に<u>当たり</u>、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、<u>発注者</u>が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれ</p>

現行	改正後（案）
	<p>解除することができる。</p> <p>(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。 <u>（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</u></p>
	<p>第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができる。</p> <p><u>（解除の効果）</u></p>
	<p>第48条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡し等に係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡し等を受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡し等を受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡し等を受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p><u>（解除に伴う措置）</u></p>
	<p>第49条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条第1項、第2項、第3項又は第4項に規定する部分引渡し等に係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査等機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は</p>

現行	改正後（案）
<p>（履行遅滞の場合における延滞金）</p> <p>第8条 乙の責めに帰する事由により、履行期間までに委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を附して履行期間を延長することができる。</p>	<p>請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。</p> <p>（1）業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第41条、第45条又は第46条によるときは発注者が負担する。</p> <p>（2）調査等機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。</p> <p>4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るもの）を負担しなければならない。</p> <p>5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。 （発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>（1）履行期間内に業務を完了することができないとき。</p>

現行	改正後（案）
	<p>第52条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第33条第3項又は第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。</p> <p>5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。</p>
(賠償の予約)	(賠償の予約)

現行	改正後（案）
る。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 (1) 第12条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。	る。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 第43条第10号ア及びイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要と認めるとき。 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
(賠償金等の徴収) 第15条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した 額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算して得た 額の延滞金を徴収する。	(賠償金等の徴収) 第54条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるもの直ちに発注者に提示しなければならない。 第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。 3 前2項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
(予算の減額又は削除に伴う解除等) 第17条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。 (契約外の事項) 第18条 この契約に定めのない事項については、宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。	(予算の減額又は削除に伴う解除等) 第56条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。 (契約外の事項) 第57条 この契約に定めのない事項については、宇和島市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。